

令和6年4月9日 環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和6年4月9日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 暮らし安全局長 佐藤 圭子
 消費者安全課長 鏡 法裕

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 食品機能性表示について</p> <p>小林製菓が製造した紅麹を使ったサプリを飲んで、腎疾患などで死亡した人が5人に上り入院者は200人を超えております。受診した方も1,000人を超えている状態で、北海道でも5日まで152件の相談と健康被害の疑いは31人となっています。有害な物質が含まれていたとして紅麹コレステヘルプなど3種類のサプリの回収・廃棄を命じる行政処分が行われましたが、取り返しがつかない重大な被害が広がっています。消費者庁の新井ゆたか長官は28日の会見で「安全性に疑問を抱かせる深刻な事態である。機能性表示食品については以前から意見をいただいている。しっかり検証していく」と述べ、緊急に検討が進められている状況であります。少し振り返りますと、2015年まで国が定める規格・基準、審査・許可によって栄養機能食品と特定保健用食品・トクホの2種類がありました。安倍政権の成長戦略として、健康食品の機能性表示が解禁されました。食品の機能性表示食品は企業の届け出制に留まっていた、安全性・効果の担保は企業任せで、極めて不十分と当時から指摘されてきました。特に、機能性表示食品はトクホのように人を対象にした臨床試験は必須ではなく、科学的根拠となる文献の提出だけで国の審査もありません。研究論文も第三者の専門家が審査する査読を経ないものもあり、機能性表示食品は安全性には当初から疑念が持たれていたわけです。私ども日本共産党としても、2014年に国会で「最悪の場合、命に関わる。起きてからでは遅い」ということを指摘しまして、規制緩和ではなく評価を求めてきました。導入後も商品の中に不整脈や血圧上昇をもたらす成分が含まれていたことも追求してきたわけです。</p> <p>(一) 機能性表示食品に関する相談、意見について</p> <p>国民生活センターのほうには、「機能性表示食品の摂取後に肝炎になった」「杖無しでは歩けない」などの重症事例も出ておりました。これまでのこうした消費者や外部からの意見を把握していたのか、これまで道に対して機能性表示食品に関する相談や意見などはなかったのかどうかお聞きしたいと思います。</p>	<p>(消費者安全課長)</p> <p>機能性表示食品に関する相談などについてでございますが、道では機能性表示食品について、事業者等から相談があった場合には所管の消費者庁をご案内しております。</p> <p>一方、健康食品に関しましては、道立消費生活センターに対しまして、主に、契約上に関する相談が年間300件から400件程度、安全衛生に関する相談が年間10件から20件程度寄せられており、そのうち、身体に関する異常に関しましては、例えば、ダイエットサプリ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>制度自体に注意を喚起することはできないと思いませんけれども、実際に道の相談において保健所ではなく消費者相談の中で消費者センターに相談があったわけですね。</p> <p>(二) 日弁連の指摘、見直し意見について</p> <p>日弁連は、「機能性表示食品の表示規制や制度の在り方についての意見書」を今年の1月19日付けで内閣府特命担当大臣、消費者及び食品安全及び消費者庁長官宛てに提出しております。その中で、この制度は事業者の自主的情報開示をもとに、消費者が商品選択を自主的に行うことが前提となる制度故、表示されている情報が正しいものであるか消費者自身が判断することができることを前提とした制度である必要がある。しかし現行は、消費者への情報開示、透明性の観点から見て、表示・広告規制の運用、安全性や機能性の科学的根拠を確保するための制度の運用がいずれも不十分と指摘しており、改善、見直しを求める内容でありました。道はこうした指摘がなされていたことを承知していたのでしょうか。また、承知した上で何らかの対策を取っていたのでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>こうした意見があったことをインターネットなどでも知らされており、やはり広く関心を持っていく必要があるのではないかなと思います。たとえ制度としてあったとしても、リスクというものが随分と多く指摘をされているわけですから、そうしたことが必要だったと思います。消費者の自己責任とするには、情報効果があまりに不十分な制度です。2012年に制度が導入された際にも、消費者庁は届出後の事後チェックを機能させると答弁をされておりましたが実際にはこれが機能しておりません。2017年に対象が拡大されましたけれども、その際にも健康被害の拡大は必至と消費者団体が警告をしておりました。事後検証、健康被害の報告義務、公表義務の規定もないなど多くの問題がこの制度にはあるわけです。私はやはりそうしたことも含めて幅広い情報収集に環境生活部としても努めることが必要だと指摘しておきたいと思えます。</p>	<p>を購入し、飲むとお腹を壊したという相談を受けており、そうした場合には、地域の医療機関や保健所に相談するようご案内しております。</p> <p>(消費者安全課長)</p> <p>日弁連からの指摘についてでございますが、消費者庁からは、意見書の内容や要望等について、都道府県に周知されておらず、道といたしましては承知しておりません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 今後の対応について</p> <p>機能性表示食品が、生産製造や品質管理の方法は届け出のみで、この度はGMP管理もされていなかったということが明らかになりました。それでも企業は効能・効果を表示できるわけです。機能性安全性は企業任せで、事後の検証も不十分であります。健康被害の発覚から報告まで2ヶ月以上遅れたことも問題視されています。制度の欠陥で起こってはならない事態を招いた国の責任というのは極めて重大だと考えております。私たちは、機能性表示食品制度の廃止を求めているわけですが、2日に工藤彰三内閣府副大臣は「5月末までに制度のあり方の方向性をまとめる」ことを明らかにしています。今後、関係各部が連携して、対応する必要が道庁のほうでもあると考えるわけですが、今後どのように取り組むのでしょうか。</p> <p>消費者相談の中で、医療機関などの現場での対応を進めることには限界があるとは思いますが。しかし、これだけ問題が表面化、拡大化している事件なわけですから相談体制についても、もう一度改めて集中して消費者からの声をきちっと把握をして次につなげられるようにしていくことを求めたいと思います。</p> <p>前提にある安全が壊れた問題ですから消費者相談を責めるとかそうすることは全くないわけで、制度そのものがきちんと確立していないとこうして消費者に大きな被害を与えるということが明らかになったわけですから、制度のあり方について関心を持って声を上げていただきたく思います。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>今後の対応についてでございますが、報道によれば、消費者庁は、庁内に専門の対策チームを立ち上げており、機能性表示食品制度のあり方について検討し、5月末を目途に考え方を取りまとめる予定であると承知しております。国の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、この度の事案につきまして、当部におきましては、3月26日、ホームページにより、本件製品の喫食の中止と身体に異常がある場合の医療機関への受診、保健所への相談などを消費者の安全確保の観点からお伝えしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、関係団体や庁内関係部とも連携を図りながら、関連情報の発信による注意喚起はもとより、道民の皆様や事業者の方々からの相談にしっかりと対応するなど、必要な対応を図ってまいります。</p>